

知って得する!

法律コラム



弁護士 根来真一郎

訴訟上の和解とは？

弁護士法人よつば総合法律事務所

経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱い業務。

千葉県内の企業様を中心に270社超の企業様と顧問契約を締結。(2021年1月1日現在)

柏事務所：〒277-0005 柏市柏1-5-10 水戸屋巻番館ビル4F Tel: 04-7168-2300

千葉事務所：〒260-0015 千葉市中央区富士見1-14-13 千葉大栄ビル7F Tel: 043-306-1110

Email: info@yotsubasougou.com



こちらから企業法務サイトがご覧になれます。

よつば総合法律事務所の弁護士の根来(ねごろ)です。

「裁判所が●●という判決を下した」「裁判所で●●という和解をした」といったニュースを聞かれたことはありますでしょうか。和解は、判決と並び裁判を終了させる手続きです。今回は、民事訴訟における和解についてお話をさせていただきたいと思えます。

ちなみに和解には、裁判上の和解である「訴え提起前の和解」と「訴訟上の和解」、また「裁判外の和解」がありますが、今回は「訴訟上の和解」について取り上げたいと思います。

1 「訴訟上の和解」とは？

裁判所に訴訟を提起したけれども、判決で裁判を終わらせるのではなく、裁判所の関与のもとでお互い譲り合って合意を行い、裁判を終わらせることです。少し難しい言い方をすると、「裁判中に、当事者双方が互いに譲歩することによって、訴訟を終了させる旨の期日における合意」のことです。民事訴訟法267条が「和解…を調書に記載したときは、その記載は、確定判決と同一の効力を有する。」と規定しているように、和解調書の記載は確定判決の同一の効力が認められます。

2 「訴訟上の和解」のメリット

・紛争が早く解決すること

判決となると、証人尋問が行われたり、判決に対する上訴の可能性があります。せっかく勝訴判決が出されても、上訴がされることで上級審でさらに裁判が続く可能性があります。

和解の場合、和解の成立により訴訟は当然に終了します。判決に比べて簡易迅速に紛争解決がなされることとなります。

・判決と比べて柔軟な合意が可能なこと

判決は法律の枠に従って判断がなされますが、和解であれば柔軟な解決が可能となります。判決では考慮することのできない分割払いや保証の合意等を行うことが可能となります。

・判決よりも履行確保の可能性が高いこと

勝訴判決を得たとしても相手方が履行しない場

合、強制執行等の手続きが必要となります。

和解では分割払い等といった判決と比べて柔軟な合意が可能なことから、判決よりも履行の確保が可能なことが多いです。

3 「訴訟上の和解」のデメリット

和解が成立するためには、互いに譲歩することが必要になります。そのため、判決と異なり、請求の一部を諦めることや、相手方の請求の一部を認めることが必要なケースも多いです。判決の見通しと和解内容を慎重に比較検討する必要があります。

4 和解協議のタイミング

では、和解協議はいつ行われるのでしょうか。

和解協議は、当事者である原告被告から和解を希望したり、裁判所が和解を勧めることで行われます。

裁判所は、裁判中いつでも和解協議を行うことができます。民事訴訟法89条も「裁判所は、訴訟がいかなる程度にあるかを問わず、和解を試み…ことができる。」と定めています。

実務では、

- ・裁判の序盤
- ・原告被告の主張反論が出揃った段階
- ・証人尋問が行われた段階

で、和解協議が行われることが多いです。

それぞれの案件の特徴に応じ、適切な時期に和解協議が行われることとなります。

5 最後に

民事訴訟における「訴訟上の和解」についてご説明をさせていただきました。

裁判に至る事件においては、事前交渉等多くの大変な経過をたどり、検討を重ねた結果訴訟を提起したものと思います。裁判においては、和解を成立させるか、判決とするかは慎重に検討することが必要となります。

もし、この記事を読まれる方の中に和解検討中の方がいらっしゃり、その方の少しでも役に立つことがあれば幸いです。お悩みの際は、弁護士によくご相談をされることをお勧めいたします。